富士•東部医療圏

地域保健医療計画 アクションプラン

進捗状況報告

平成28年度(平成29年6月5日報告)

业 山梨県富士・東部保健福祉事務所

富士・東部医療圏域~保健福祉事務所アクションプランの概要

- 1 富士・東部医療圏内の活動で改善につなげることができる、特に重点的に取り組む必要がある事業に対する行動計画です。
- 2 毎年度、定期的に、計画の進捗状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

現状と課題&今後5年間の主な取り組みについて

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

- インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。
- 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者 サービスの向上を図るため医療相談が必要。
- 救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急 体制の円滑な運用支援。
- 医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。
- 感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。
- リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。

1 保健医療情報の提供

- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

- 生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。
- 今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域 包括ケアを推進していく必要がある。
- 障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。
- 精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、長期入院患者退院 のための支援や自立した生活支援の体制づくりを取り組む必要がある。
- ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。
- 母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。
- 難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

7 健康づくりと生活習慣病対策

- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
 - 11 自殺防止対策
 - 12 母子保健福祉対策
 - 13 難病等支援対策

【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

- 健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。
- 医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。
- 食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。
- レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道 事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。

- 14 健康危機管理体制
- (新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、 県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成 を行う必要がある。

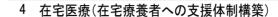


20 人材育成支援

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

- インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。
- 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。
- 救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。
- 医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携 体制を構築していくことが必要。
- 感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。
- リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。

- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備



5 感染症対策

6 地域リハビリテーションの推進

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 地域医療体制の整備	報の提供	○医療機関に関する信頼性の高い情報を提供していく。医療機能情報提供制度により管内の診療所、助産所、薬局からの情報を受け、必要に応じて更新を行っている。	新の際の情報提供を 関係機関に依頼する。	□定期更新率 診療所・助産所 H24年度 94.0% ↓ H28年度 95.0% 薬局 H24年度 90.6% ↓ H28年度 96.2%	○定期更新率向上のための取り組み 提出率を向上させるため、報告様式の記入例を提供するとともに、医療監視において、制度を説明した。 ○正確な情報更新のための取り組み 前年度の更新漏れの多かった項目を依頼文で明記し、 正確な更新となるよう指導した。	い診療所がある。 〇医療機能情報の公開 医療機能情報を書面で閲覧に供して いない診療所がある。	○更新率向上及び正確な情報更新の取り組み 医療法に基づく変更などの相談や申請時に、 医療ネットの更新についても案内をする。○医療機能情報の公開 医療監視等において医療機能情報を書面で 閲覧に供すよう指導する。
	医療相談体制の充実	〇医療法に基づく立入検査を 診療所、助産所に対して実施。薬事法に基づく立入検査を薬局、医薬等販売業者に実施し安全性の確保に努める必要がある。 ※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 ※当法に基づく立入検査については第3章参照	有床診療所:3年に1回 無床診療所(歯科診	□立入検査件数 H24年度 病院 8件 診療所 54件 H28年度 病院 8件 H28年度 病院 8件 診療所 68件	画どおり実施。	○「医療安全に係る安全管理のための 指針等」が未整備の機関が41.9%であ り、整備が行われるための取り組みが 必要。 (平成28年度診療所立入検査結果よ り)	各種指摘事項が改善できるよう立入検査時効
		〇医療安全相談コーナーを設置し、住民からの医療相談に対応している。医療安全と信頼を高めるため引き続き相談を継続する必要がある。	ナーを設置	□相談件数 H24年度 7件 ↓ H28年度 19件	○医療安全相談コーナーの設置 ・相談者からの苦情を受け当該医療機関との信頼関係構築に向け、助言を実施した。 ・診療所監視の機会を利用して、対象医療機関の運用等を現地で確認した。 ○医療相談に対する職員の資質向上 各種研修への職員派遣を行った。	現地調査、指導が必要な困難事例については、早期解決に向け実施指導等迅速な対応をとる必要がある。 ○医療相談に対する職員の資質向上	○医療安全相談コーナーの設置 ・引き続き、相談者の意向を正確に捉え、相談者に対し助言等を行う。 ・困難な事例については、他の関係機関と連絡調整を行いながら早期解決に努める。 ○医療相談に対する職員の資質向上各種研修への職員派遣を行う。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節 救急医療	体制の整備	集中し、多くの軽症者が直接 二次救急医療機関を受診する ことがあり、二次救急医療の 提供に支障をきたしている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	士北麓地域初期救急 広報検討会を開催し、 放急所に が急いで で が で が で が で が で が で が で が の が で が の が に が の が の が の が の が の が の が り の り の り の り	の受講率(普通·上級講習 人) H23年度 83人 H27年度 88人 H27年度 88人 □二次教急医療機関が対象に時間動車搬送受け入れたの時間動車搬送受け入れたのがある。 日本のののでは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象の	・病院・医師会のメンバーを加えた担当者会議:1回(12/8) ・市町村救急医療担当者会議:1回(3月) ・会議において各所属での近況及び広報の取り組み状況の共有を行った。 ○周知活動 ・各市町村あてに普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付。 ・市町村広報に「やまなし医療ネット」「救急医療適正利用」についての記事の掲載 ・富士・東部保健福祉事務所ホームページ内「休日や夜間にケガや病気になったら…」に最新の各種チラシ・啓発用DVDの公開 ・救急の日に合わせ、8~9月に富士北麓地区内のCATVに依頼し、啓発用DVDの放映 ・保健所で実施する出前講座、診療所監視において、チラシの配付	する体制整備に向けて検討の必要性が挙げられている。 ○周知活動 救急医療の適正利用推進のため、市町村等での周知活動内容を共有してい く必要がある。 ○救急医療担当者会議	市町村等が観光協会との会議等を通じて適正利用の普及啓発を図る。 (初期救急に関する体制検討) 救急医療体制について挙げられる課題について市町村を中心として検討を行う。 ○周知活動 保健所HP、市町村広報、診療所監視等を通じて周知活動を行う。 ○東部地区救急医療担当者会議
		け入れ体制を整備するため病院機能の強化を医療再生計画で行っている。平成23年3月の富士・東部地域救急医療体制検討専門委員会で情報交換、検討会の開催の必要性が提言されている。 ○東部地域の救急車収容率が低い。	療機関を中心とした情報交換および検討会の開催をすすめ、東部	救急搬送受入要請に対し て実際に受け入れた患者	・各所属での近況及び広報の取り組み状況の共有を行った。 ○周知活動	制について、関係機関内での周知を促	関係機関での情報共有や課題検討を行う。 ○周知活動 保健所HP、市町村広報等による周知を行う。
	急	○平成20年10月から富士吉田 市内に小児初期救急医療セン ターが開設し、年々利用者が 増加している。		(小児初期救急医療セン	・保育園・小中学校へのチラシの配付。 ・市町村広報紙に小児初期救急医療センター及び小児救	〇周知活動 小児救急医療体制を今後とも維持していくために適正受診が行われるよう 周知活動を継続していく必要がある。	〇周知活動 市町村広報や出前講座を活用した普及啓発 を行う。
		○富士東部口腔保健センター (歯科医師会運営)が25年4月 から都留市内に開設され、休 日救急歯科の対応が行われ る。	う。	□救急患者受診数 (富士東部口腔保健セン ター) H25年度 310人 ↓ H28年度 267人	保育園及び小中学校を対象とした出前講座において、	〇周知活動 広く住民に周知するための方法の検 討が必要である。	〇周知活動 市町村広報等により、広く住民に対する富士・ 東部口腔保健センターの周知を行う。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	 平成28年度の取組み状況 	課題等	平成29年度の事業予定
第3節 在宅医療	への支援 体制構築	住民が県全体に比べて少な く、病院の主治医をかかりつけ	選択できるよう住民が かかりつけ医を持つこ との意義について理解 できるよう市町村、広		〇周知活動 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施に際し、市町村 等の関係機関へかかりつけ医普及チラシを送付し住民へ 周知を図った。	○周知活動 住民に対しかかりつけ医を持つことの 意義について周知を図る必要がある。 また、医療機能情報提供制度(やまな し医療ネットによる医療機関情報の提 供制度)について十分な周知を図る必 要がある。	によりかかりつけ医の普及、医療機能情報提供
		〇在宅療養に必要な社会資源 が偏在し、地域によっては必 要な資源が整えられない在宅 療養者がいる。	関係職種の育成支援 を持ちためる。 会を開催する。 の療法を開催する。 の療民がでをででいる。 自れた護全をででとが、 を会がで在送るるとが、 を会がでをでするでとが、 をもいる。 の療民がでをできる。 でするでとが、 でするとが、 はままることが、 はままるとが、 はままるとが、 はままるとが、 はままるとが、 はまままる。 はまままる。 はまる。 はなる。 はな。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はなる。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな。 はな	H24年度 9診療所 ↓ H28年度 10診療所 □在宅療養支援歯科診療	在宅医療の推進を図るために、市町村圏域を越えた在宅医療・介護関係者の連携・調整等を支援し、広域的な連携体制の構築のために、情報共有、検討を行った。 (市町村や関係機関等が取り組んでいる活動内容を報告を含む)	や訪問看護師等専門職の在宅医療提供が継続実施できるよう、地域特性に応じた病診連携の仕組みづくりを検討していく必要がある。 〇市町村の進捗状況や地域課題を把握しながら、解決のための方策について今後も病院や地区医師会、市町村等が情報共有や検討を重ねていく必要が	たうえで病診連携の仕組み作りについて検討する。 〇在宅医療多職種人材育成研修会の開催 在宅療養を支援する多職種の役割や困難課 題、解決のための支援方法を検討する研修会 を開催する。
				事業所数 H24年度 4箇所 H28年度 8箇所	新しい総合事業について、全ての市町村が円滑に移行できるよう、担当者会議を開催し支援を行った。 〇集団指導 法改正に基づく周知を図るとともに、感染予防や食中毒 防止の徹底を図った。 〇実地指導 サービス提供状況について、提供したサービスの内容 を確認するとともに、利用者の実情に合ったサービス提供 を指導した。	スの提供を実施している市町村は少ない。 〇包括支援事業については、地域課題の抽出(サービスの課題や問題点)、地域資源の把握を行って、具体的な対策(施策・事業)、事業実施スケジュールが早期に策定できるよう支援をする	・総合事業について、住民ニーズに合った新たなサービスを提供できるよう助言する。 ・包括支援事業について、課題を把握した上で、 具体的な対策(施策・事業)、事業実施スケジュールが早期に策定できるよう支援をする。 ○個別町村支援の実施 ○介護サービス事業者への集団指導、実地指導の実施 提供しているサービスの内容を確認し、室の高いサービスの提供を指導する。
		〇在宅医療に関わる情報一覧 と資源マップの情報が関係者 に周知されていない。		_	〇平成28年11月1日を調査基準日として、病院、診療所、 歯科診療所、介護事業所等の「在宅医療・介護の資源把 握調査」を実施し、リストを更新した。 〇更新したリストを市町村、医療、介護事業所等の関係 機関へ情報提供を行った。	住民への活用状況などを把握していく必要がある。	○「在宅医療・介護の資源把握調査」を実施 市町村等に情報提供するとともに、早期にマップ作製が行えるようその活用方法等について支援する。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症①	1 共通対策	感染症発生動向調査を行い、 発生状況を把握し、必要な情報を住民、医療機関に提供している。	〇感染では、 「一点」では、 「一点、 「一点、 「一点、 「一点、 「一点、 「一点、 「一点、 「一。 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、 「一、	□出前講座等 H24年度 12件 ↓ H28年度 25件 □講習会(集団指導) H24年度 1回 ↓ H28年度 3回	 ○講習会・出前講座の実施 社会福祉施設等に対し感染症に関する情報と予防のための普及啓発を行った。 ○感染症発生時訓練の実施 アイソレーター、PPE(個人防護具)、N95規格のマスクのテスト、着脱訓練を実施した。 ○蚊媒介感染症対応 デング熱を媒介する蚊が生息していると考えられる地点の蚊の生息調査を実施し定点モニタリングを行った。 	で感染症予防対策や知識に偏りが生じている。 ○感染症発生対応 迅速な対応が求められるため、対応 職員の感染症対策の理解の確認、資質の向上が必要である。又、既存のマ	設内で研修が行えるよう施設職員の育成を行
	2 予防接種		し対策強化の取り組み として発生の早期把		○市町村支援 予防接種の円滑な実施のため、市町村及び医療機関に対し、情報提供を行った。 市町村及び地域住民からの問い合わせ等に、随時対応した。 ○周知活動 子ども予防接種週間にホームページにて予防接種に関する情報の周知を行った。	率が1期は92.0%、2期は94.0%と、2期のみ県平均(1期:94.8%、2期:93.1%)より高いが、1期、2期ともに目標の95%に届いていない。 〇山梨県子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害救済事業が平成29年度から実施しているため適切な対応をする必要がある。	及び地域住民からの相談対応を行う。 〇周知活動ホームページ等を通じ、地域住民への啓発を行う。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症①	3 結核対策	新規罹患率 10.2 〇接触者健診の受診率向上 〇結核定期健康診断の受診 率向上 平成23年結核定期健康診断 市町村65歳以上 受診率: 16.5% 事業者受診率:93.9% (内訳) 学校:99.2% 施設:93.6%	継続し、通院治療患者 や退院後の患者が服 薬が確実にできる生活 の支援を行う。	H28年中断者数 0名 □結核新規罹患率:10未満 H23年 6.4 H27年 6.6 □結核定期健康診断の受	○結核管理業務 ・患者毎に地域DOTSを実施し、全ての患者が医療終了することが出来た。また、医療終了後の患者に対し、受診援助及び家庭訪問により、管理検診の徹底を図った。 ・接触者健康診断対象者に対し、家庭訪問等により受診勧奨を行った。 ○医療従事者結核研修会 大月市での研修会の主催及び、中北保健所主催の研修会の周知により、患者の早期発見に向け知識の普及を図った。 ○地域(所内)DOTSカンファレンス:12回 月1回第3水曜日に定例で開催	者がいる。 〇結核患者早期発見 ・登録患者は65歳以上の高齢者が占める割合が高く呼吸器症状に乏しいため、受診の遅れ(発病~初診までの期	め、家庭訪問等により受診勧奨を徹底する。 〇医療従事者結核研修会参加を広く呼びかけ研修会の参加を促す。 〇所内DOTSカンファレンス 月1回定例で開催する。
	4 ウイルス性肝炎対策	〇肝炎要診療者に対する支援 体制が不十分である。	職場健診での受検または保健所での所での所での所での所での所での所での所での所での所での所表した。 の所疾患コーディネ極的に参加し、導の所の保健を関い、専門医療機関の富士吉田市立病院	□保健所特定感染症検査 件数 H24年度 B型肝炎 131件 C型肝炎 135件 H28年度 B型肝炎 90件 C型肝炎 91件 □肝がん年齢調整死亡率 (75歳未満) 平成23年 県 8.8 平成27年 県 5.8	 ○肝炎予防普及啓発講習会:1回 都留市において、ウイルス性肝炎に対する新薬の有効性等の講習会を行った。希望者には肝硬度の測定を行った。 ○肝炎ウイルス検査 月~金まで実施し、月に一度夜間検査を実施している。 ○肝疾患コーディネーターの資格取得 講座に参加し、新たに1名が肝疾患コーディネーターの資格を取得した。 	成制度が十分に周知できていない。	 ○肝炎予防普及啓発講習会管内市町村において、講習会を開催し、ウイルス性肝炎の周知を図る。 ○肝炎ウイルス検査を継続実施する。 ○肝疾患コーディネーターの資格取得新規配属職員が参加し、資格を取得する。 ○肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度市町村広報等を通じ、地域住民に周知を図る。 ○肝炎治療助成事業肝炎治療受給者証の交付申請受付を行う。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 感染症②		知識の普及	ページ、講習会(出前 講座をふくむ)、市町村 広報等を通して住民へ 予防啓発を行う。 〇知識普及講習会に ついて若年層を対象に 継続して実施する。ま	習会の実施件数 H24年度 7件 ↓ H28年度 5件 □職域、中高年齢層を対	○周知活動 ・学生や教員(養護教諭含む)を対象に、エイズ知識普及 啓発のための講習会:5回 ・エイズの蔓延防止を図るため、ホームページ掲載や検 査案内チラシ・パンフレットの配布(市町村・病院・学校)等 でHIV検査の周知 ・HIV検査普及週間及び世界エイズデーにおいて、啓発用 ポスターの送付やチラシの配布を行った。 ・県民の日の行事イベント等を利用し、相談や知識普及 啓発、リーフレット配布を行った。	エイズの正しい知識を周知する必要があるが、講習会が実施できていない。 出前講座等講習会の呼びかけやポスター・チラシ等の配布もH28年度の講習会依頼やHIV検査件数には効果が反	・中学生及び高校生を対象とした講習会やホームページ上への掲載、啓発用ポスターやチラシ
		受診支援	ホームページ、広報等を通じて周知し、夜間検査等を充実させながら受検しやすい体制を整えていく。 〇陽性者に対しては、 十分な相談支援を行い、エイズ治療拠点病	(HIV) H24年度 168件 (うち夜間 34件) ↓ H28年度 98件	○特定感染症の検査 ・特定感染症(HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、HTLV-1)相談・検査を実施した。・月~金まで実施し、月1回の夜間検査も実施している。 ○人材育成 ・特定感染症の相談・支援業務を行う職員の資質向上のため、研修会へ参加した。 ・課内において、結果受け渡し方法や検査内容について研修を行った。	○特定感染症の検査 受検希望者に対しタイムリーに検査、 適切な相談対応が行える体制を整える 必要がある。	○特定感染症の検査 相談業務資質強化のため、人材育成が必要である。また、タイムリーに相談対応ができるよう課内研修を継続して体制を整える。
第5節リハビリテーション	1 リハビリ テーション 支援体制	〇小児リハビリテーション施設が圏域内に少ないため理学療法士市町村派遣事業により5市町村に長期療養児へのリハビリテーション技術支援を実施している。	テーションの技術支援、事業の推進等を目指し、保健所および市	築	○支援体制づくり 市町村が実施している教室等に対し技術支援を行うとと もに関係者への事業実施後のカンファレン等に参加しアド バイスを行った。	○支援体制づくり 市町村で実施している発育発達教室 等の事業の実施状況を把握し、リハビ リが必要な児に適宜適切に提供されて いるか把握していく必要がある。	握、評価し効率的、効果的な指導が実施できる
			〇小児リハビリテー ション施設と連携し、訓練等が必要な児、保護者の利用の促進を図る。	_	〇周知活動 市町村に対し、富士・東部小児リハビリテーション診療 所の機能や利用方法についての説明を行った。	〇体制づくり 富士・東部小児リハビリテーション診療所の活用状況や診療時に感じている課題など把握し必要な児、保護者が利用できているか確認していく必要がある。	

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

- 生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。
- 今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケア を推進していく必要がある。
- 障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。
- 精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活支援の体制づくりを取り組む必要がある。
- ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。
- 母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく 必要がある。
- 難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の 充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

- 7 健康づくりと生活習慣病対策
- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策



- 10 精神保健医療福祉対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 健康づくりと生活習慣病対策	りと生活習慣病対策		〇地域職は 協議会には の交換、協動実 が研修会を実施する。 〇市が推進を表の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	H24年度 管内市町村国保 特定健診 38.4% 特定保健指導 26.8% ↓ ↓ H27年度 管内市町村国保 特定健診 41.4% 特定保健指導 41.6% □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・ワーキンググループ:2回(10/19、12/13) ○成人保健・健康づくり担当者会議:1回(9/20) ○生活習慣病予防講習会(衛生推進大会内において、都留労働基準協会主催、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センターと共催実施):1回(9/9) ○出前講座の実施(生活習慣病予防など):3回 ○各市町村健康づくり推進協議会、健康まつり参加:7回富士吉田市(6/17)、西桂町(7/11)、忍野村:3回(7/19、9/30、11/6)、鳴沢村:2回(1/18、2/12) ○地域・職域保健連携推進協議会:1回(9/30) 生活習慣病予防に関する情報を地域・職域関係者で共有できる仕組みづくりについて合意された。 ○生活習慣病予防講習会の開催:1回(9/9)	応について職域保健と地域保健関係者で具体的に検討していく必要がある。 ○現状把握 特定健診・保健指導のデータ分析を 実施し、糖尿病等の現状を把握し予防 活動を推進していく必要がある。 ○給食施設従事者研修会 給食施設が抱える課題に合わせた研 修会を実施する必要がある。	 ○地域職域保健連携推進協議会・生活習慣病予防について地域保健・職域保健関係者が取り組むべき方策を検討する。・ワーキンググループを継続し、受診率向上に向けた取り組みを実施する。 ○生活習慣病予防講習会関係機関(都留労働基準協会、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センター)との共催で年1回開催する。 ○出前講座各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り実施する。 ○市町村健康づくり推進協議会・市町村からの求め応じ支援する。 ○地域職域保健連携推進協議会:年2回特定健診・保健指導のデータ分析等を実施する。 ○特定給食施設等への指導・支援状況を把握し、現状に沿った指導を実施する。 ○合食施設従事者研修会「安全、安心、健康づくり」に結びつく内容で実施する。 ○合食施設従事者研修会「安全、安心、健康づくり」に結びつく内容で実施する。 ○住民組織との協働した取り組み愛育会や食生活改善推進員等、各地域組織が実施する会議等において、糖尿病予防のための取り組みについて検討する。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
節 第1節 健康づくりと生活習慣病対策 1	健康づく りと 生活習慣 病対策	〇食生活の改善や運動週間 の定着等による一次予防の推 進および重症化予防に重点を おく。	取り組み 〇市町村、関係機関、 企業、住民団体と連携	□運動器症候群(ロコモティブシンドローム)を認知している住民の割合 H26年度 32.8% ※県民栄養調査による □未成年者の喫煙率 H23年度 県内中学1年男 0.9% 県内中学1年女 0% 高校3年男 3.6% 高校3年女 2.6% ↓ H28年度	○地域・職域保健連携推進協議会:・1回(9/30) ○生活習慣病予防講習会:2回(9/9、12/15) ○出前講座:3件 ○健やかカレッジ宣言事業(都留文科大学と共催で実施) 「たばこ対策講演会」を実施 テーマ「知らずに操作されていた? 知ってびっくりタバコの基礎」 ・実態調査(アンケート)の実施 対象:都留文科大学学生/回収:学生785名 ・啓発イベントを実施	○地域・職域保健連携推進協議会 働きざかり世代への生活習慣病予防のため、住民の食生活改善方法や運動習慣の定着化への取り組みなどについて検討していく必要がある。 ○各種会議等における対策の推進・今後も継続して、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止について推進していく必要がある。 ・母子保健推進会議等において、市町村、学校関係者と課題を共有し思春期保健対策としての取り組みをすすめる必要がある。	○地域・職域保健連携推進協議会 働きざかり世代への生活習慣病予防のため、 住民の食生活改善方法や運動習慣定着化への 取り組みなどの検討 ○生活習慣病予防講習会:年1回 ○出前講座:希望により実施 ○未成年者等への防煙教育 「たばこの害」「受動喫煙」等について出前講座を実施し、知識普及を図る。 ○出前講座 各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り 実施する。 ○各種会議等における対策の推進
			を推進していく。 ○禁煙希望者に対する 禁煙支援プログラムの 普及を行うため禁煙サポート薬局・薬店の普及・拡大を図る。 □管内の「禁煙・業」 認定施設数 H23年度 H28年度 □禁煙推進店 H23年度 → H28年度 → H28年度	県内中学1年女 0.5% 高校3年男 2.5% 高校3年女 0.6% ※県健康増進課実施調査による □管内の「禁煙・分煙推進事業」 認定施設数 H23年度 275施設 H28年度 296施設 □禁煙推進店 H23年度 3店	パンフレットを配布し事業の周知を図った。	〇葉煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙 推進店普及事業) 今後も引き続き、不特定多数の者が 利用する施設等での受動喫煙防止対 策を進める必要がある。	進会議等の機会に関係者間で取り組みについ
		支援		H28年度 10施設 □健康づくりに取り組む住民組織の数	○愛育連合会 ・健康づくりを実施する地域組織として、会議・研修会等を 通して、育成支援を実施した。 運営委員会:3回(4/8、9/21、1/11) 執行部会 :2回(5/13、2/21) 管内定期総会:1回(4/22、220名参加) 代表者研修会:1回(6/27、56名参加)	協議会への支援 健康づくり活動を推進していくため、 継続した支援が必要がある。	

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節 高齢者保健福祉	認知症高 齢者対策	〇認知症初期集中支援チーム の設置については、地域的な 偏在やサポート医の確保が進 まない市町村がある。	○初期集中支援チームや地域支援員設置 等の各市町村における 認知症施の推進が図 られるよう支援する。	□会議開催、相談件数 会議回数 H24年度 0回 ↓ H28年度 6回 相談件数 H23年度 0件 ↓ H28年度 2件	○担当課長会議及び担当者会議を開催 ・担当課長会議:認知症総合支援事業の取り組み状況を確認し、早期の実施を助言した。 ・担当者会議:各市町村における取り組み状況を把握し、早期の実施に向け支援した。 ○市町村が行う認知症施策ワーキングの参加 事業化に向け相談支援を行った。	○認知症初期集中支援チームの設置 ・早期に専門医の確保に向けて地区医師会と協議を進める必要がある。 ・初期集中支援チームの設置状況の確認(平成28年度末の設置市町村は3市4村) ○地域支援推進員の設置 ・体制を整備して早期に設置する必要がある。 ・地域支援推進員の設置確認 (平成28年度末の設置市町村は4市2 町2村)	
	ケアシス	〇要介護等認定率は、14.0% と県平均(15.7%)より低いが、 年々その割合が高くなり、軽度 の高齢者の割合も上昇してい る。 ※管内高齢化率:27.2%(県 27.4%) ※管内在宅ひとり暮らし高齢 者の割合:10.6%(7,631人) ※管内在宅寝たきり高齢者 の割合:3.2%(1,597人) このため、介護予防に重点を おき、保健、医療、福祉の緊から な連携を図りながら、施設から 在宅までを支援する必要があ る。	○介護保険事業者や 地域包括支援センター の役割が十分発揮でき るよう市町村の取組を 支援する。	_	〇地域支援事業を推進するために次の事業を実施し、積極的支援を行った。 ・市町村の取組状況調査の実施 2回・介護保険事業担当課長会議 2回・介護保険事業担当者会議 4回・介護保険サービス料の請求関連研修会 1回	○平成30年4月まで猶予されている包括的支援事業について、市町村の取組体制を整備する必要がある。	
	護サービ	と質の向上及び市町村が行う 介護給付適正化の取り組みを 支援するため、介護サービス 事業者に対する実地指導等を	とした集団指導を毎年 1回行うとともに、6年	□集団指導の実施数 H24年度 1回 → H28年度 1回 □実地指導の実施数 H24年度 152事業所 → H28年度 119事業所	○集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図った。 ・参加者 219人 ○実地指導の実施 ・運営基準、各種加算要件等に調査・指導を行った。 ・指導事業所 119事業所	〇定期的に介護サービス事業の集団 指導、実地指導を継続して行う必要が ある。	○集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図る。 ・市町村への居宅介護支援事業者の指定権限 移譲について周知を図る。 ○実地指導の実施 ・運営基準、各種加算要件等に調査・指導を行う。 ・実地予定事業所 119事業所
	尊厳と権	の取り組みを促進する必要が ある。	おける身体拘束の解消 を目指し、介護サービ ス事業者への実地指	_	○実地指導の実施 ・身体拘束や高齢者虐待の防止に係る指導を行った。 ・指導事業所 119事業所	○介護事業所において、介護保険事業 所の従事者が人権啓発研修会への参 加を進める必要がある。	

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第3節障害者保健医療福祉	者(児)の	は、保健・医療・福祉のほか、教育分野との緊密な連携が急務である。	〇「発達障害者支援検討会議」に、大学・中・高の特別支援学・高の特別支援が高の特別支援が高いか・中・高の特別支援が高いでででは、学校の管理職クラスの管理を促し、会議、情報を促し、会議、「から、教育関係を使いる。 を促し、会議、情報を使いる。 を促り、教育関係、 では、 がいるできる。 により、 を行う。	校 H24年度 0校	・市町村職員、福祉施設担当者、教育関係者などの多職種の参加を得て支援のあり方を検討した。 ・関係機関の取り組み内容を共有し、保健・福祉・教育分	○発達障害者支援 幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の整備を図るには、教育関係者の協力を得て、連携の充実を図る必要がある。	福祉・教育分野の連携及び切れ目のない支援
	者(児)の 摂食・嚥	○富士・東部地域に歯科救急 及び摂食・嚥下相談指導の拠 点となる富士・東部口腔保健センターがH25年4月に開設され る。	富士・東部口腔保健セ			〇引き続き富士・東部口腔保健セン ターの機能及び役割について周知を行 う必要がある。	〇市町村自立支援協議会への参加 障害者及びその家族への周知を図るため、障害者自立支援協議会等を活用してPRをする。
第4節 精神保健医療福祉	期受診の推進	偏在しており、適切な精神科医療につながるまで時間を要したり、圏域外の医療機関を利用したりしているため精神科へのアクセスの向上を図る必要	害者やその家族に対 する相談について、技	H28年度	・市町村や相談支援事業所、地域活動支援センター等に	市町村及び相談支援事業所等とケー	〇技術支援、助言 市町村及び関係機関と連携し、相談、訪問等 の支援を行う。
祉 -	援体制の 整備		移行、地域定着支援が 円滑に行われるよう、 相談支援事業所等に 対して情報提供、技術 的な援助を行う。		つ実施した。		○体制づくり ・地域移行・地域定着推進協議会の開催 ・退院後生活環境相談員の研修の開催

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第5節 自殺防止対策	対策行動 指針の推		殺予防対策として、地	化事業実施市町村数 平成24年度 10団体 ↓ 平成28年度 5団体	○出張メンタルヘルス講座開催:6回 (6/6、8/9、9/9、9/16、10/12、10/26)	を策定した市町村の数、ゲートキー	○地域セーフティネット連絡会議の開催 ○ゲートキーパー養成指導者研修会の開催 ○自殺企図者に関する二次救急病院向け研修 会の開催 ○市町村の自殺対策推進計画策定の支援 (自殺対策市町村担当者会議を開催する中で、 市町村の自殺対策推進計画が策定出来るよう に技術援助を行う。) ○出張メンタルヘルス講座
			〇青木ヶ原における自 殺防止対策を関係機 関と協働で推進する。 自殺の要因となり得る 借金、雇用労働問題、 経済的問題等に取り組 み民間団体との協働に 取り組む。	_	○青木ヶ原ネットワーク会議:1回(7/14) ○樹海ウォーク:1回(8/21) ○ふれあい声かけ事業監視員に対する研修会:1回(2/28) ○ボランティア養成講座:1回(3/9)	〇自殺多発地(青木ヶ原)の自殺の現状 ・自殺者は減少したが、自殺目的で青木ヶ原を訪れる者は減少していない。・今後の取り組みとしてイメージアップ対策の強化を進める必要がある。	〇自殺多発地帯(青木ヶ原)に対する自殺対策 ・県自殺対策推進計画において自殺死亡率(発 見地ベース)の減少とイメージアップ対策の強化 するために、以下の事業を効果的に実施してい く。 ・青木ヶ原ネットワーク会議の開催 2回 ・健やか樹海ウォークの開催 1回 ・いのちをつなぐボランティア養成講座 1回 ・ふれあい声かけ事業監視員に対する研修会 1 回
第6節 母子保健福	援	な療養を確保するため支援が 必要である。 H26年度末小児慢性特定疾患 治療研究事業医療受給児:	会、交流会など)を通じ て、特性に応じた支援	_	○交流会の開催:1回(11/14) プラダーウィリー症候群の児をもつ保護者の交流会、学習会を開催した。	○交流会の開催 同一疾患の患者及び保護者の交流 会に向けて他保健福祉事務所と連携、 検討しながら実施する必要がある。	○学習会、交流会の開催 保護者のニーズ調査結果を分析し、開催して いく
· 社	健康管理	生体重児割合が全国・県に比べて高い。 全国9.6、山梨県11.2、当管内 14.5 (H22年人口動態)	健推進会議の実施を 通じて市町村と協同し て妊娠届を機会とした 保健指導等その後の 支援の体制づくりを推 進する。	率 平成24年度 88.6% ↓ 平成28年度 86.2% □低出生体重児の出生割合 H23年 12.9%	〇市町村母子保健担当者会議:3回(5/10、7/22、12/15) 管内市町村と医療機関が顔の見える関係を築き、妊娠 期からの切れ目ない支援体制を充実させるために、妊娠 期から連携するべきハイリスク妊婦についての検討を 行った。 共通ツールとして、妊娠期から連携するべきハイリスク 妊婦のチェックリストや支援方法のフロー、連絡窓ロ一覧 表を作成した。 〇産後ケア事業推進委員会作業部会(県健康増進課主 催)への参加:1回(7/29)	支援について 地域保健と学校保健の連携した取り 組みを推進していく必要がある。 〇市町村と医療機関の連携強化	〇保健関係者研修会の開催:1回
	育)症へ の支援	申請は年々増加傾向にある。 (H21年度129件→H23年度168 件)	〇不妊に悩む方への 特定治療支援事業の 周知を図り、活用を促 す。 〇女性健康相談を実 施する。必要に応じて、 不妊専門相談センター 「ルピナス」を紹介して いく。	□相談件数 H24年度 相談件数 80件 申請組数 122組 給付件数 190件 ↓ H28年度 相談件数 102件 申請組数 94組 給付件数 158件	○不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 ・事業の周知を図り、活用を促した。 ・女性健康相談を実施した。	〇不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 対象治療や上限額、助成回数等内容の周知が必要である。	○不妊に悩む方への特定治療支援事業○女性健康相談

節		項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第6節 母子保健福祉	4	防止	待の通報件数は増加しているため、今後も対応を継続する必要がある。 〇虐待の原因になる産後うつへの支援体制が構築されていない。	地対策地域協議会に参加し、継続して児童 虐待防止の周知を図 る。 また、ネットワークの円	_	○市町村要保護児童対策地域協議会への参加 ・協議会設置数 12市町村(100%) ・8市町村から出席依頼があり、うち6協議会へ参加した。	見、適切な対応が行われるよう協議会	○要請のあった協議会への積極的に参加し、児 童虐待防止の周知を図る。
	5	との連携	が連携する体制づくりを行う必 要がある。	健推進会議の実施を 通じて関係者、機関と の連携を図るとともに、 出前講座、病態栄養相 談等の事業の紹介を 行う。	□肥満傾向児童生徒の割合肥満度20%以上の出現率 H26年度 北都留 小学校 9.8% 中学校 11.2% 大月 小学校 10.8% 富士吉田 小学校 9.5% 中学校 11.4% 南都留 小学校 10.9% ※山梨県肥満及び学校歯科保健に関する実態調査結果より	〇母子保健推進会議 平成28年度は各関係機関の取り組み年度としたため 会議の開催はしなかった。	○学校保健と地域保健の連携強化による学童、思春期保健への対応 引き続き、学童期、思春期への保健 対策強化のために学校保健と地域保 健が連携して取り組んでいく必要があ る。	〇母子保健担当者会議:年1回以上 母子保健に関係する関係機関及び関係者に おいて、母子保健の広域的に取り組む事項につ いて検討し、市町村、医療機関、学校等との横 断的な連携を推進する。
第7節 難病等		患者への支援	患)の特定医療費支給認定 (特定疾患医療)受給者数は 708人(平成23年度末現在)で	〇医療、介護等については地域支援対策推進事業により相談を受けるとともに訪問による対応を行う。 〇特定疾患治療研究事業における医療給付。	□相談件数、訪問件数 H24年度	○指定難病患者への支援 新規申請者、継続受給者に対して地区担当保健師を中心に、面接相談、家庭訪問を実施した。 ○学習会の開催:1回(11/22) パーキンソン病患者・その家族を対象に学習会を実施した。 ○難病支援検討会:12回 支援の方向性について検討を行った。	〇指定難病患者への支援 市町村保健師等と連携を図りながら 支援を行う必要がある。	○指定難病患者への支援 家庭訪問等支援を行っていく。○難病支援検討会:12回○学習会の開催
		生活への支援	〇若年筋・神経系疾患の難病療養者の介護について、対応できる介護保険施設、身体障害者施設は少なく、病院も社会的入院はできない。 多くの介護者は保護者であり、 高齢化にともない身体的な負担が大きく、一時入院の希望、必要性がある。	用患者等支援事業、在 宅人工呼吸器使用患 者支援事業(※H27年4 月1日から名称変更)に ついて事業の利用を希 望する患者の対応を行 う。	入院受入医療機関数 H24年度 1施設 ↓	○在宅人工呼吸器使用患者支援事業:利用者 1名	○療養者が必要な時に活用できるよう 事業の周知を図っていく必要がある。	〇在宅人工呼吸器使用患者等支援事業、在宅 人工呼吸器使用患者支援事業 必要な患者が事業を活用できるよう、患者及 び家族、関係機関等に対し周知を図る。
		備えた支	支援体制の整備が進んでいない。	〇在宅難病患者への 災害時の備え、対応に ついて相談支援を実施 する。	_	○災害時要支援台帳の作成 災害時要支援台帳の整備: 25名 (ALS: 10名、人工呼吸器: 筋ジストロフィー4名、特発性 間質性肺炎: 在宅酸素11名)	〇災害時要支援台帳の作成 ・災害急変時に迅速に対応するために は、災害時要支援台帳(対象者、記載 項目)の整備、適切な管理が必要であ る。 ・各市町村への有事の際の情報提供 方法について各患者に確認する必要 がある。	〇災害時要支援台帳の作成 健康増進課・各保健所、市町村との連携及び 難病患者への家庭訪問等の関わりをとおし整 備を行う。

【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

- 健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。
- 医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での 啓発、指導活動が必要。
- 食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。
- レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が 行う安全性確保対策を支援する必要がある。

- 14 健康危機管理体制 (新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- ______16 医薬品の安全管理対策
 - 17 薬物乱用防止対策
 - 18 食品の安全確保対策
 - 19 生活衛生対策

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 健康危機管理体制(新型インフルエン	による連 携協力体	動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からの危機管理意識を高める必要がある。	○所内研修、所内BCP確認、対応訓練を実施する。 ○関係機関への必要な情報を提供する。 ○対応で理対応資材の備蓄、管理を行う。 ○24時間電話相談窓口を開設する。	H24年度 1回 → H28年度 3回 □対応訓練の実施 H24年度 1回 → H28年度 3回	○高病原性鳥インフルエンザ防疫演習:1回(11/17) 東部家畜保健衛生所と合同実施 ○感染症担当者会議:2回 各関係機関における鳥インフルエンザ発生時の対応手段の情報提供、意見交換 (富士北麓地域10/3、東部地域10/4) ○平成28年度大規模地震時医療活動訓練(国主催):1回(8/6) ○大規模災害対応担当者会議 2回 (富士北麓地域10/3、東部地域10/4) ○山梨県大規模災害時情報伝達訓練 1回(10/21) ○休日、夜間の対応(電話による対応を含む)を行った。 全対応件数27件(うち地域保健課関係 精神保健福祉関係2件、感染症関係4件) ○所内災害時アクションカードの作成	練を実施していく必要がある。 ・関係機関との連携体制について対応	 ○各種感染症発生対応訓練の実施・新型インフルエンザ等感染症発生時所内研修・高病原性鳥インフルエンザ防疫演習 ○大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練)の実施 ○EMIS入力・情報伝達訓練の実施 ○休日夜間24時間電話相談窓口の開設 ○所内災害時アクションカードの改正
ンサ゛等感染症への対策を含む)	染症対策	画に基づく医療体制を整備する必要がある。 〇新型インフルエンザ行動計画に基づく関係機関との連携を行う必要がある。	療機関や医師会、初期診療(外来)協力医療機関、入院医療機関の確保等医療体制整備を引き続き進めていく。	□関係機関対策会議の開催 H25年度 1回 → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	○新型インフルエンザ等対策担当者会議:2回 各関係機関における発生段階毎の対応の確認、意見交換。特定接種の申請や実施体制の見直しについて情報提供。(富士北麓地域10/3、東部地域10/4)	て、課題を明確にし、感染症発生時にはすみやかに対応出来るよう訓練を行う必要がある。 〇人事異動等による見直しを行い、保健所BCPの改正を行う必要がある。 〇管内の関係機関が、発生時に同一	○管内協力医療機関との連携訓練を実施するため、課題や連携方法を明確にする。 ○人事異動等による見直しを行い、保健所BCPの改正を行う。 ○BCPに応じた役割についてマニュアル作成や研修を行う。 ○新型インフルエンザ等対策会議 1回

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第2節大規模災害時医療	害への対	護所について、必要な物品の	〇各市町村に対して必要な物品の準備を要請するとともに、必要な情報の提供(必要な物品の例示)を行う。	_	回(8/6) 〇大規模災害対応担当者会議:2回 (富士北麓地域10/3、東部地域10/4)		○大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練)を実施する。 ○山梨県総合防災システム導入後の各情報伝達手段について検討を行う。
好医療		〇生活保護受給者のうち、要 援護者の支援について、町村 担当者と確認する必要がある。	居住情報を町村と共有	活保護受給者で町村と情	・新規相談については、町村担当者と共同で当たり、情報の共有を図った。	○生活保護受給者は、親族等の身寄りのない者が多いことから、町村と情報 共有を図り、適切に支援する必要があ る。	〇新規受給者からの相談 引き続き、町村と情報共有を図る。
		〇災害時要援護者支援の取組 の主要な要素となる「個別計 画」(要援護者と避難支援者と の関連を具体的に示す個別支 援計画)が策定されていない。 未策定であるため、有事の対 応に混乱を来す恐れが高い。	アクションプランのワーキング等に参画し、避難支援の障壁となる「個人情報の取扱」等について情報の収集・共有をはかり、個別計画作成に向けた助力を行う。	市町村数 H24年度 0市町村	○知的・身体障害者 担当者に対し、早期策定を支援した。【長寿介護課】○介護サービス事業所	ある。	○知的・身体障害者 未策定の市町村に対し早期策定にむけて助言する。 ○引き続き担当者会議を通じて個別計画の策定を助言する。
					○精神障害者【健康支援課】○難病患者医療依存度の高い患者(ALS、人工呼吸器、在宅酸素	ていく必要がある。	
		〇被災時に特別な配慮を要する障害者を受け入れることができる施設として市町村と協定を結んだ施設が少なく(大月市に2箇所あるのみ)災害発生時に施設が確保されていない。	祉施設に向けて趣旨 の説明を行い、協定締	施設数	〇協定施設数の調査 協議施設数の調査を行うと共に、趣旨の説明を行い、	・有事の際の市町村への情報提供方法について各患者へ確認する必要がある。 〇引き続き市町村及び福祉施設に趣旨の説明を行い、協定の締結をするよう助言する。	○協定施設数の調査 引き続き協定施設数の調査を行うと共に、市 町村・福祉施設に対して趣旨の説明を行い、協 定締結を進める。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
医療 第2節大規模災害時	1 大規模災害への対応	め介護保険施設等における防 災対策の強化が必要である。	○介護保険事業者に 対し、集団指導におい て、災害対策に係る周 知を行う。	_	○集団指導の実施:参加者 219人 介護保険事業者に対し、災害への備蓄及び対策について説明した。 ○実地指導の実施:参加 119事業所 防災資機材の整備状況について確認し、必要な助言を 行った。	備を図るため、助言を行う必要がある。	○集団指導の実施 引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。 ○実地指導の実施 引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。
第3節 医薬品の		〇安全で安心な医薬品が供給 されるため医薬品等の品質確 保対策を行う必要がある。 医薬品等関係施設 646施設	売業者や医薬品等製 造業者への継続した	□監視数 H24年度 145件 ↓ H28年度 150件	○立入検査の実施 ・医薬品販売業の許可更新時には、他法令の適用状況も 踏まえ調査を行った。 ・店舗販売業の管理者に対し、店舗を実施に管理することの徹底を指導した。	後も継続的に立入検査を実施するとともに、平成28年度に発生した偽造医薬	〇立入検査の実施 医薬品等の製造業者・製造販売業者や薬局・ 医薬品販売業者に対して立入検査等を行ない、 医薬品の安全な取扱いについて徹底する。また、有資格者による店舗管理の有無についても 検査を実施する。
安全管理、薬物品		〇毒物劇物関係施設 107施 設	○毒劇物取扱施設へ の継続した監視指導を 実施する。	□監視数 H24年度 46件 ↓ H28年度 57件	〇立入検査の実施 農薬危害防止運動の実施に併せ効率よく検査を実施した。	今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	〇立入検査の実施 農薬危害防止運動(6月から8月に実施)に合 わせ、毒物劇物営業者に対して立入検査を実 施する。
乱用防止		○普及啓発の推進 ○ヤング街頭キャンペーン	○街頭キャンペーン等を継続して実施し、普及啓発に努める。	ロキャンペーン開催数 H24年度 1回 ↓ H28年度 2回	〇キャンペーン等の実施 6.26ヤング街頭キャンペーン(6/25)や県民の日富士吉田会場(10/8)などで、危険ドラッグ等の薬物の危険性の認知を高めるための啓発活動を行った。	ターネットの普及が進んでいることから、若年齢層における危険ドラッグの入手・乱用が危惧される。	〇キャンペーン等の実施 若年齢層及び青少年を中心として有害薬物の 正しい知識の普及啓発を行うため、「ダメ。ゼッ タイ。」6・26ヤング街頭キャンペーンの実施、及 び県民の日を利用した啓発資材の配布等により、普及啓発活動を行う。
			〇麻薬等の取扱いの ある薬局及び医療機 関等への継続した立 入りを実施する。	□立入検査数 H24年度 58件 ↓ H28年度 27件	〇立入検査の実施 麻薬廃棄の立会いや抜き打ち検査を行い、帳簿と現在 量の乖離を確認した。		○立入検査の実施 麻薬等の取扱い施設に対して定期的な立入 検査を実施し、取扱い事務や盗難対策の適正 化などについて監視指導を行う。
		○県民、乱用者等への相談、 指導 ○中学校、高校への指導啓発 ○薬物乱用防止指導員協議会	講習会を利用した指導 啓発を行う。	 H24年度 4回 ↓		〇薬物乱用を防止するために、今後も 引き続き啓発を実施する必要がある。	○出前講座の実施 学校関係等からの出前講座の依頼に対応する。○薬物乱用防止指導員協議会:年1回以上 指導員に対する研修会を実施し人材の育成に努める。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第4節 食品の安全確保対策	1 食品の安 全確保対 策	○食品衛生監視指導計画の実施と流通食品等の安全性の確保 許可を要する営業施設数: 5480件 許可を要しない施設数:1659件	計画に沿った施設監 視を実施する。 〇宿泊施設を中心とし	許可不要施設 236件 集中監視 3回 食品収去検査等 17回 ↓ H28年度 許可施設 1,467件 許可不要施設 243件	平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画第5で定める 重点的監視事項としてHACCPを用いた衛生管理手法の 導入について普及を図った。	導計画第5において、HACCPを用いた 衛生管理の導入推進が示されており、 また、HACCPの導入は将来的に義務 化が想定されていることから、さらなる 普及の必要がある。	〇食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施・平成29年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的・効果的な監視を行い、食中毒などの食品事故を未然に防止するとともに、HACCPの衛生管理手法の導入をさらに普及する・本年は特に第73回国民体育大会冬期大会スケート競技会(平成30年1月28日から2月1日)、平成29年度全国高等学校総合体育大会第67回全国高等学校スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会(平成30年1月22日から26日)が開催されることから宿泊施設等の監視指導を行い、開催中における食品の安全性確保を図る。
		○食品等事業者の自主衛生管理の推進		□食品衛生責任者実務講習会 H24年度 13回 ↓ H28年度 14回 □その他食品講習会 H24年度 21回 ↓ H28年度 22回	平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画第5及び第 11に基づいて自主的な衛生管理の推進を図るとともに、	図る必要がある。	〇自主衛生管理の推進 山中湖村・忍野村・道志村、上野原市(秋山地 区除く)・丹波山村・小菅村の食品衛生責任者 約1,500人を対象に食品衛生責任者実務講習 会を開催し、食中毒予防のための最新の情報 を提供する。
		○食中毒発生時の対応	〇県外からの宿泊客が患者となる事例が多いことから、患者把握を含めた調査を速やかに行う。	□食中毒発生状況 H24年度 4件、176人 ↓ H28年度 1件、43人	平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて、健康被害の拡大防止や原因究明調査を実施した。	〇ウィルス性食中毒において感染が食だけとは限らず、感染症となることも考慮して調査を行う必要がある。また、当所管内は観光地であることから、宿泊施設で発生があった場合、滞在日程中に調査を行なう必要があり、拡散防止を図るとともに早急な対応が必要となる。	食中毒疑いの発生時には、食中毒と感染症の 両面から調査を実施し、原因究明や健康被害
		○住民への情報提供	〇食中毒防止等について広報等による住民 への周知を実施する。		〇広報活動の実施 食中毒多発シーズンを迎える夏期に市町村へ広報紙へ の掲載を依頼するとともに、大型量販店において一般消 費者への啓発活動を行った。	の普及のため、今後も引き続き広報活動を実施する必要がある。	〇広報活動の実施 8月の食品衛生月間に合わせて市町村広報 へ掲載依頼する。また、大型量販店等で一般消 費者を対象に食中毒予防の普及啓発を図る。

徝	ັ້າ	項目	現状と課題	保健福祉事務所 の取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
9、第一名光卷之文号	5 5 5		衆浴場及び旅館等の入浴施設 のサービスが衛生的に提供される必要がある。 理容所286施設 美容所498施設 クリーニング関係259施設 旅館 1565施設 公衆浴場 95施設	導を実施する。また、 入浴施設に対してレジ オネラ対策を指導し、 研修会を設けて啓発を 行う。	H24年度 566件 ↓ H28年度 440件	〇レジオネラに係る衛生管理講習会:3回 ・公衆浴場法許可施設及び富士河口湖町の宿泊施設を対象に1回、福祉施設等を対象に1回、山中湖村平野の宿泊施設を対象に1回開催した。	〇管内入浴施設におけるレジオネラ発生疑いが発生していること、また、平成27年度にレジオネラ症防止対策マニュアルが改定されたことも併せて、関係施設に周知させる必要がある。	生活衛生関係施設に対し、定期的に立入検査を実施する。 〇レジオネラに係る衛生管理講習会の実施 例年継続的に実施している講習会を開催し、 公衆浴場施設を中心とし、レジオネラ対策及び マニュアルの周知を行う。
			〇特定建築物、プールにおける衛生管理向上を推進する必要がある。 特定建築物 64施設プール 22施設	〇ビルやプール等の 定期的な調査指導を 実施し、衛生管理の自 主的な管理徹底を行 う。	□立入検査数 H24年度 30回 ↓ H28年度 37回	〇立入検査の実施 管理状況の確認及び無届事業者への指導を行った。	〇届出以後の管理運用状況について 引き続き監視指導を行う必要がある。	○立入検査の実施 届出後の監視を行い、必要に応じて指導を実施する。
			水道等施設数168施設(平成 26年度)	や、水道水の収去検	H24年度 監視指導数 69回 防災訓練 1回 ↓	水道事業体への計画的な立入及び収去検査を実施し、	〇水道水の安全·安心の確保を図るため、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	〇立入検査の実施 水道事業者への立入及び収去検査により水質の安全確保と安定供給を確認する。 〇水道事業防災訓練の実施 山梨県水道災害危機管理マニュアル及び山 梨県水道水質管理計画に基づきに基づき、年1 回の訓練を実施する。

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

○ 多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。



20 人材育成支援

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 人材育成	1 人材育成	〇住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者育成のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、有護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で開催する必要がある。		H24年度 257人 ↓ H28年度 190人 調理師研修会 H24年度 29人 ↓ ↓ H28年度 19人 行政栄養士業務検討会 H24年度 23人 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	○新人・一般調理師研修会:1回 生活習慣病予防、食事バランス、衛生管理についての 講義、調理師会役員による調理実習、調理師試験合格者 を対象に免許交付式を実施した。 ○行政栄養士業務検討会:4回 市町村行政栄養士11人を対象として、健康づくり・栄養 改善についての情報交換及び研修を実施した。 ○職域別給食研修会(児童福祉施設給食関係者研修 会):1回 巡回指導の情報報告、保育所給食を通した栄養アセス メントの必要性について講演を行った。 ○保健師現任研修会:8回 保健師の質の向上を図ることを目的に、経験年数別(新 人期から管理期)に研修会を実施した。	給食施設が抱える課題に合わせた研修会を実施する必要がある。 ○調理師研修会健康づくりや生活習慣病予防についてのとれた食事の提供ができることを認識してもらう必要がある。 ○施設種類別研修会施設の種類別に抱えている課題について、学び話し合う場を提供し、解決を見出す必要がある。 ○行政栄養士業務検討会管内行政栄養士が抱えている課題を解決し、地域住民に食を通した生活習慣病予防及び健康づくりができるように	巡回指導から見えてきた課題を報告し、施設種類別(病院、特養・老健、児童福祉施設、事業所等)の学び話し合う場を提供する。 〇行政栄養士業務検討会:4回管内行政栄養士が抱えている課題を解決するために開催する。 〇保健師現任研修会:7回代表保健師会議をはじめ、保健師の資質向上
			【長寿介護課】 〇職種別会議、研修会 ・管内介護支援専門員 研修会への協力	介護支援専門員会議への参画	・各市町村の行う地域ケア会議に参加し情報提供及び指	更に資質の向上を図る必要がある。	○介護支援専門員等の研修会への支援 関係機関と連携を取りながら、資質の向上が 図られるように支援を行っていく。

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所の 取り組み	指標及び実績	平成28年度の取組み状況	課題等	平成29年度の事業予定
第1節 人材育		○住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で研修会を開催する必要がある。	·母子·父子自立支援	□母子・父子自立支援員会 議への参加 H24年度 0名 ↓ H28年度 6名	○母子・父子自立支援員意見交換会 ・開催日 平成28年9月28日 ・母子・父子家庭の支援の方法について協議を行った。	が複雑多様化する中で支援方法につ	○母子・父子自立支援員意見交換会の開催 母子自立支援員の連携を図り、支援方法の理 解を深めながら適切な自立支援が行う。
.成			担当者会議 〇業務別会議、研修会 ・多職種人材育成 会(在宅療養支援) ・母子保健担当者研修 会、会議	者会議への参加者数 H24年度:12名 H28年度:15名 □受講者数 多職種人材育成研修会 H24年度 50人 H28年度 50人 母子保健担当者人 H28年度 21人 母子保健 29人 H28年度 29人 H28年度 58人 □参加者数、受講者数 地域セーフティネット連絡	・内容:円滑な保護事務が進められるよう、困難事例について協議した。 ○在宅医療多職種人材育成研修会:2回(10/1、1/12) ○母子保健担当者会議:3回(5/10、7/22、12/15) ・管内市町村と医療機関が顔の見える関係を築き、妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実させるために、妊娠期から連携するべきハイリスク妊婦のチェックリストや支援方法のフロー、連絡窓ロー覧表を作成した。 ○母子保健推進会議平成28年度は各関係機関の取り組み年度としたため会議の開催はなし	で、就労可能な者に対しては、積極的な就労支援を行う必要がある。 ○在宅医療多職種人材育成研修会看護師等を担うでで、大アマネーで、大アマネーで、大学の介護関係では、大学のの状況にから、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学について、大学に対し、大学に対し、対学に対し、対学に対学に対学に対し、対学に対学に対学に対し、対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対学に対対が対学に対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	○生活保護担当者会議への参加 円滑な保護事務が進められるよう、困難事例について研究する。 ○ハローワークとの連携による就労支援 生活保護受給者等就労自立促進協議会を通じて、対象者への就労支援を行う。 ○母子保健担当者会議:2回 ○母子保健関係者研修会:1回 ○母子保健関係者研修会:1回 ・自殺対策市町村担当者会議:1回 ・・ゲートキーパー養成指導者所修:1回 ※各種会議や研修会を通じて、管内の関係機関に情報提供等を行いながら、自殺対策が効果的な取り組みが行えるように支援をしていく。
			○ソーシャルキャピタル の核となる住民対象の 研修会 ・食生活改善推進員代 表者研修会 ・管内愛育連合会班 員、理事研修会	□受講者数 愛育連合会 H24年度 166人 ↓ H28年度 162 人 食生活改善推進員会 H24年度 209人 ↓ H28年度 373人	・研修会を実施した。・班員研修会を2回(5/9、12/5)・理事研修会を2回(9/1、3/8)○食生活改善推進員会	推進員がやりがいを持ち、時代に応じ	の支援を継続実施していく。 理事研修会:2回 班員研修会:2回 ○食生活改善推進員